

第 3 8 7 回 役 員 会 議 事 要 録

1. 日 時 平成 2 8 年 2 月 2 9 日 (月) 自 1 3 時 3 0 分 至 1 4 時 3 5 分
2. 場 所 学 長 室
3. 出席者 中井学長、功刀理事 (副学長)、三浦理事 (副学長)、
神子理事 (副学長)、青柳理事

【オブザーバー出席】千葉副学長、小沢副学長、中村事務局長

4. 審議事項

- | | |
|---|------|
| (1) 平成 2 8 年度国立大学法人福島大学年度計画 (第 1 次案) について | 資料 1 |
| (2) 附属学校園教員等に係る給与の見直しについて | 資料 2 |
| (3) 就業規則の一部改正について | 資料 3 |
| (4) 役員給与規則の一部改正について | 資料 4 |
| (5) 労使協定の締結について | 資料 5 |
| (6) 学長教育表彰実施要項及び学長社会貢献表彰実施要項の制定について | 資料 6 |
| (7) その他 | |

【確認事項】

第 3 8 6 回役員会議事要録を原案のとおり確認した。

【審議事項】

- (1) 平成 2 8 年度国立大学法人福島大学年度計画 (第 1 次案) について

中井学長より標記について提案があり、概要については評価室長から説明するとの発言があった。

評価室長から、資料 1 に基づき、平成 2 8 年度計画第 1 次案について説明があった。

審議の結果、一部修正のうえ承認され、今後の手続きとして教育研究評議会で審議し、学内意見募集を行ったうえで、経営協議会の議を経ることが確認された。

- (2) 附属学校園教員等に係る給与の見直しについて

功刀理事より標記について提案があり、内容については人事課長から説明するとの発言があった。

人事課長から、資料 2 に基づき、福島県教育委員会と本学との給与表の違いにより、附属学校園教員等の給与格差が拡大しているため、福島県教育職の給与表に準拠した給与の見直しについて説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認され、今後の手続きとして教育研究評議会に報告し、経営協議会の議を経ることが確認された。

- (3) 就業規則の一部改正について

功刀理事から標記について提案があり、第 3 8 6 回役員会で審議・承認された就業規則の一部改正について、資料 3 - 1 のとおり金谷川事業場過半数代表者から意見が出され、附属学校園の各事業場過半数代表者からは意見が無かったことについて報告があった。

審議の結果、原案のとおり最終決定し、今後の手続きとして労働基準監督署に届け出ることが確認された。

続けて功刀理事より平成28年4月1日付け標記について提案があり、内容については人事課から説明するとの発言があった。

人事課長から、資料3-2に基づき、国家公務員給与に係る法律等の改正、附属学校園教員等に係る給与の見直し及び介護休業規程の改正等に伴う就業規則等の一部改正について説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認され、今後の手続きとして就業条件検討委員会に諮問、各事業場過半数代表者に提示、教育研究評議会に報告することが確認された。

(4) 役員給与規則の一部改正について

功刀理事より標記について提案があり、内容については人事課長から説明するとの発言があった。

引き続き人事課長から、資料4に基づき、平成28年人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定が実施されることに伴い、従前のとおり国家公務員給与に準拠した本学役職員の給与改定を実施することについて説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

(5) 労使協定の締結について

功刀理事より標記について提案があり、内容については人事課長から説明するとの発言があった。

人事課長から、資料5に基づき、平成28年4月1日適用の専門業務型裁量労働制に関する協定及び1日単位の変形労働時間制に関する協定の更新内容について説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認され、今後の手続きとして就業条件検討委員会に諮問、各事業場過半数代表者に提示、教育研究評議会に報告することが確認された。

(6) 学長教育表彰実施要項及び学長社会貢献表彰実施要項の制定について

功刀理事から標記について提案があり、資料6に基づき、学長教育表彰実施要項及び学長社会貢献表彰実施要項の制定について説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認され、今後の手続きとして教育研究評議会に報告することが確認された。

(7) その他

なし。